

令和4年1月24日

サンリン株式会社
代表取締役社長 塩原 規男

吸収合併に係る事後開示書面

当社は、令和3年10月8日付けでサンネックスパワー駒ヶ根株式会社（以下「サンネックスパワー駒ヶ根」という）、との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、令和4年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、サンネックスパワー駒ヶ根を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和4年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求の該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、令和3年10月18日付で官報に公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収合併存続会社に対して、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

当社は、令和3年10月19日より電子公告を行いました。株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社は、令和3年10月19日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

ませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法 921 条の変更の登記をした日

令和 4 年 1 月 5 日

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上